

平成25年度監査の執行状況

平成26年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

	頁
第1 平成25年度監査の執行状況	1
1 執行方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 重点項目	1
2 実施状況	1
(1) 定期監査	1
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
ウ 監査における重点項目の実施結果	
(2) 随時監査	2
ア 工事現場監査	
イ その他の随時監査	
(3) 財政的援助団体等監査	2
(4) 指定金融機関等監査	2
(5) 現金出納検査	2
(6) 決算審査	2
ア 普通会計の決算審査	2
イ 公営企業会計の決算審査	2
(7) 基金運用状況審査	2
(8) 財政健全化審査	3
ア 健全化判断比率審査	3
イ 資金不足比率審査	3
(9) 行政監査（特定テーマ）	3
ア 高額物品の使用状況について	
(10) 住民監査請求に基づく監査	3
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	4
1 指摘の状況	4
(1) 指摘の内容	4
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	6
3 行政監査的視点から行った監査	6
(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について	6

[資料編]

1	定期監査の実施状況	7
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	7
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	8
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	9
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	16
2	定期監査の結果	17
(1)	指摘の内容	17
(2)	監査台帳 (抜粋)	21
3	随時監査の結果 (実施対象なし)	25
4	財政的援助団体等監査の結果	26
(1)	指摘の内容	26
(2)	監査台帳 (抜粋)	26
5	行政監査 (特定テーマ) の結果	27
(1)	高額物品の使用状況について	27
6	住民監査請求に基づく監査の結果	29
7	決算審査	30
(1)	平成24年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	30
(2)	平成24年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	31
(3)	平成24年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	32
(4)	平成24年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	33
8	定額資金運用基金運用状況審査	34
(1)	平成24年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	34
9	財政健全化審査	35
(1)	平成24年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	35
(2)	平成24年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	40
10	監査の組織体制	41
(1)	監査委員	41
(2)	監査委員事務局組織	41

○ 監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<http://www.pref.iwate.jp/iwatekenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 平成25年度監査の執行状況

1 執行方針

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制が有効に機能しているか確認するとともに、組織体制及び予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項については、行政監査を実施するものとする。

(2) 重点項目

ア 工事及び委託契約事務（特に、設計積算）

イ 補助金事務（特に、完了確認）

ウ 物品購入事務（特に、検収及び管理）

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

平成25年度の定期監査の実施状況は、監査対象322機関（普通会計294機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分	平成25年度			平成24年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	294	294	100.0%	295	295	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	322	322	100.0%	323	323	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～9月	本庁各課・委員会	普通会計	79
		広域振興局等	普通会計	56
	5月～9月	出先機関（知事部局）	普通会計	23
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
		医療局本庁	企業会計	1
	5月～7月	県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小計				183
	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	99
		県立病院	普通会計	8
	小計			
合計				322

ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
工事及び委託契約事務（特に、設計積算）	変更契約の不適當 3件	9件
補助金事務（特に、完了確認）	交付決定の遅れ 2件	3件
物品購入事務（特に、検収及び管理）	物品の取得、管理又は処分の不適當 9件	14件
合計		26件

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事現場監査は、必要があると認めるときに定期監査等において実施するものとしている。
平成25年度は、随時監査としての工事現場監査は行わなかった。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。
平成25年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を要するような事案は見当たらなかったことから実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの、県が債務保証しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

平成25年度は、監査対象58団体のうち、19団体（補助等財政的援助8団体、出資団体16団体、指定管理者4団体：複数該当9団体）を実施し、その実施率は32.8%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できることとされている。

平成25年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

平成25年度においては、会計管理者又は公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、平成25年9月13日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

平成24年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施し、平成25年9月13日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成24年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて審査を実施し、平成25年9月13日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成24年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成25年9月13日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	平成24年度	平成23年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	18.6	17.6	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	257.7	260.1	△ 2.4	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成24年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成25年9月13日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成24年度	平成23年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

平成25年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

ア 高額物品の使用状況について

特に高額物品を対象として、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査を実施し、改善点を明らかにすることにより、その管理、活用などについて適切な対応を促し、もって高額物品の機能・役割が十分に果たされることを目的として行政監査を実施した。

実 施 時 期	監査対象	監査結果
平成25年8月～平成26年1月	平成25年6月3日現在の備品管理一覧表に登録されている1,000万円以上の物品（一部を除く）の管理・活用状況等	物品に係る重要物品管理表への登録、貸付状況の適正化、契約方法の見直し、有効利用の再検討等

(10) 住民監査請求に基づく監査

平成25年3月22日付けで県民8名から提出された「がれき広域処理に関して委託した災害がれきの推計量の計測に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成25年4月17日付けで請求人あて通知した。

平成25年4月25日付けで県民6名から提出された「がれきの広域処理に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成25年5月29日付けで請求人あて通知した。

平成25年5月22日付けで県民2名から提出された「がれき広域処理に関して委託した災害がれきの推計量の計測に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成25年6月28日付けで請求人あて通知した。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘・注意の状況

(1) 指摘の内容

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は80件（普通会計67件、企業会計13件）となっており、平成24年度に比べて2件増加している。

主な内容は、調定の遅れ、所属年度又は歳入科目の誤りなど収入事務の不適當なものが19件、支払いの遅れ、所属年度又は歳出科目の誤りなど支出事務の不適當なものが23件、物品の取得、管理又は処分の不適當なものなどの財産管理の不適當なものが23件、その他不適當なものとして予算執行1件、契約事務9件、補助金事務3件、行政事務が2件となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	25年度 件数	24年度 件数	増減
予算経理	○その他の予算経理の不適當	北上土木センター (1件)	1	0	1
収入事務	○調定を行っていないもの	沿岸) 経営企画部 宮古病院 (2件)	19	21	△ 2
	○調定が遅れているもの	資源循環推進課 北上土木センター 一関土木センター 沿岸) 土木部 水沢商業高校 宮古警察署 岩泉警察署 一関警察署 (8件)			
	○調定金額を誤っているもの	環境生活企画室 盛岡) 土木部 久慈病院 (3件)			
	○所属年度又は歳入科目を誤っているもの	農業大学校 千厩高校 岩谷堂高校 高田病院 (4件)			
	○収入証紙の消印がないもの	葛巻高校 (1件)			
	○その他の収入事務の不適當	警察本部 (1件)			
	支出事務	○支払が行っていないもの			
○支払が遅れているもの	医師支援推進室 県土整備企画室 沿岸) 土木部 (2) 大船渡土木センター 県北) 農政部 県北教育事務所 中央病院 (8件)				
○所属年度又は歳出科目を誤っているもの	畜産研究所 (2) 水沢農業高校 (3件)				
○支出金額を誤っているもの	一関給務センター 大船渡農林振興センター 釜石警察署 (3件)				
○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	大船渡東高校 中央病院 大船渡病院 (3件)				

	○規則、要綱等に定める書類等を作成し、添付していないもの	沿岸) 水産部 (1件)			
	○資金前渡精算書の提出が遅れているもの	宮古高等看護学院 (1件)			
	○対象とならない経費について概算払をしているもの	宮古保健福祉環境センター (1件)			
	○その他の支出事務の不適當	雫石高校 中部病院 (2件)			
契約事務	○積算を誤っているもの	農産園芸課 久慈病院 (2件)	9	4	5
	○変更契約の理由又は時期が不適當なもの	農業振興課 道路環境課 一関農林振興センター (3件)			
	○契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの	花巻農林振興センター (1件)			
	○債務の履行確認が不十分なもの	建築住宅課 (1件)			
	○その他契約事務の不適當	生涯学習文化課 福岡工業高校 (2件)			
工事の執行			0	1	△ 1
補助金事務	○交付決定が遅れているもの	経営支援課 生涯学習文化課 花巻農林振興センター (3件)	3	2	1
財産管理	○財産の取得、処分等の報告が不適當なもの	畜産課 杜陵学園 (2件)	23	18	5
	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	生涯学習文化課 沿岸) 土木部 盛岡東警察署 釜石病院 高田病院 (5件)			0
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの	総合防災室 盛岡北高校 大槌高校 久慈工業高校 前沢明峰支援学校 紫波警察署 花巻地域診療センター 宮古病院 久慈病院 (9件)			
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	法務学事課 (1件)			
	○物品の保管方法が不適當なもの	遠野土木センター 沿岸) 土木部 盛岡第一高校 福岡工業高校 (4件)			
	○督促状の発付が不適當なもの	福祉総合相談センター (1件)			
	○その他財産管理の不適當	宮古児童相談所 (1件)			
行政事務	○法令、条例、規則等に違反しているもの	花巻土木センター 宮古高等看護学院 (2件)	2	2	0
計			80	78	2

2 事務費の不適切な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不適切な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等（消耗品・備品）の納入業者への照会を行い、納入（修繕）品目及び金額等を確認したほか、再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適切な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理がなされるための内部統制が十分に働いているかなどを主な視点として、監査を行った。